

## ラポール池田緑ヶ丘駐車場使用契約書

ラポール池田緑ヶ丘管理組合（以下甲という）と、使用者（以下乙という）との間に、この契約の条項により駐車場使用契約を締結する。この契約成立の証として本契約書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 ラポール池田緑ヶ丘管理組合  
理事長

印

乙 印

第1条 甲は、その管理にかかる駐車場のうち第 号区画を、乙の自動車駐車を目的として乙に使用させる。

第2条 乙が駐車する自動車は次のとおりとし、その内容に変更が生じたときは速やかに書面をもって甲に通知しなければならない。

車名 ナンバープレート番号

第3条 乙は、本契約に基づき駐車場の使用権を第三者に譲渡又は貸与してはならない。

第4条 駐車場使用料は、月額 円也とし、乙は、管理規約の定めるところにより、当月分を前月の27日までに支払うものとする。

2 前項の使用料は、管理規約第61条の定めるところにより増減することがある。

第5条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの通知、催告を要しないで直ちに本契約を解除するものとする。この場合、甲が蒙った損害について、甲は乙に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 使用料及び管理費等の支払いを1ヶ月以上怠ったとき、又は支払いが2ヶ月以上遅延し、甲の催告にもかかわらず支払い期日を守らないとき。

(2) 本契約の各条項に違反し、もしくは本駐車場の管理に関する甲の指示、注意等を守らないとき。

(3) 乙がラポール池田緑ヶ丘管理規約第30条により組合員資格を喪失したとき。

(4) 乙が本契約中に乙の所有する専有部分を第三者に占有させたとき。

(5) その他本契約を存続するにふさわしくない事由があると甲が認めたとき。

第6条 駐車場に駐車中、天災、盗難、紛失、衝突、接触等の事故が発生し、又は天災、地変その他の事由により乙の自動車に損害が生じても、甲は乙に対し、賠償その他一切の責任を負わない。

第7条 乙及びその関係者（同乗車含む）が、故意又は過失により、駐車場の諸設備又は他の自動車その他に損害を与えた場合は、乙は速やかにその全額を賠償しなければならない。

- 第8条 乙は駐車場使用にあたり、次の行為をしてはならない。
- (1) 自動車の駐車以外の目的に使用すること。
  - (2) 引火物、危険物その他の物品の持ち込み、駐車場内での喫煙、その他甲及び他人に損害を与える又は迷惑となる行為。
  - (3) 前各号の他駐車場の維持保全のため甲が差止めた事項。
- 第9条 乙は乙の駐車に支障がない限り、甲が来訪者に対し、乙の契約駐車場に一時駐車を認めることを承諾する。
- 第10条 解約により本契約が終了したときは、乙は速やかに車両を搬出し、駐車場を明け渡さなければならない。
- 第11条 本契約の期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日間での1ヶ年とする。
- 2 契約期間満了2ヶ月前までに甲、乙いずれからか解約の申し出がないときは、本契約は更に1ヵ年更新されるものとし、以後もこれにならう。
- 3 本契約期間中であっても、乙は2ヶ月前の書面による予告をもって任意に本契約を解約することができる。
- 第12条 本契約に定めのない事項については、管理規約、駐車場使用細則の定めるところによる。
- 2 管理規約、駐車場使用細則のいずれにも定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定める。

以上

改定日：2016年9月